

# 令和8年度園芸高温対策等支援事業の募集について

(農業経営基盤強化(高温対策等)事業)

**※これまで本事業を利用された方も対象です**

近年、高温の影響による農産物の収量減少や品質低下等が発生する中、今後の猛暑に備え、農業経営基盤の強化に資する機器の導入等を支援します。

## 1 事業内容

### ■対象品目

豆類、野菜、花き、果樹

### ■補助対象及び補助率等

補助対象	補助率等	補助額
<b>①機器類</b> 【ハウス】 ▪ 細霧冷房    ▪ パッドアンドファン ▪ 屋根散水    ▪ チラー(冷却水循環装置) ▪ 灌水装置(自動灌水装置、灌水用ポンプ等) 【露地】 ▪ スプリンクラー ▪ 灌水装置(自動灌水装置、灌水用ポンプ等)	事業費(税抜) × 1/2 = ①' 【事業費25万円(税抜)以上対象】	①' + ②' + ③' + ④' 【上限100万円】 ※3戸以上の販売農家で構成する団体に所属する販売農家は上限60万円
<b>②資材類</b> 【ハウス】 【露地】 ▪ 灌水資材(灌水チューブ等) ▪ 遮光・遮熱資材 (ハウス用ネット、フィルム、塗布剤等)	事業費(税抜) × 1/2 = ②' 【事業費10万円(税抜)以上対象】	
<b>③循環扇・換気扇、園地遮光対策施設</b> 【ハウス】 ▪ 循環扇、換気扇、空動扇 【露地】 ▪ 園地遮光対策施設 (人が下に入って作業できる規模のもの)	事業費(税抜) × 1/2 = ③'	
<b>④水源の整備</b> 【ハウス】 【露地】 ▪ 水源の整備 (井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンク(1,000L以上)の設置)	事業費(税抜) × 1/2 = ④' 【補助額上限20万円(税抜)】	

※1 運搬費及び設置費も事業対象に含みます。

※2 井戸の掘削は、以下いずれかの要件を満たす業者への委託のみ補助対象となります。

① 建設業許可(さく井工事業)を取得していること

② 1級又は2級さく井技能士が施工に関与すること

上記は、当該業者から提出された資料(証明書、見積書への記載等)により確認します。

## ■事業実施主体

- (1) 農業経営体：認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人 【補助上限額100万円】  
(2) 3戸以上の販売農家<sup>※1</sup>で構成する団体<sup>※2</sup>に所属する販売農家 【補助上限額 60万円】

※1：経営面積30a以上、または農産物販売額50万円／年以上の農家

※2：補助対象機器等を導入する品目の生産又は販売を目的としている団体

## ■補助要件

- (1) セーフティネット制度への加入  
対象品目又は補助対象機器等を導入するハウスを対象とした①～③のいずれかについて加入済み又は①への加入を検討すること
- ① 農業保険制度（収入保険、畑作物共済、果樹共済又は園芸施設共済）
  - ② 農産物価格安定対策事業
  - ③ 民間事業者が提供する保険
- (2) 他の京都府が実施する事業と重複申請とならないこと  
(3) 令和9年2月末日までに完了する取組であること

## ■留意事項

- ・申請多数により予算が上限に達した場合は、補助率を下げたてて交付します。
- ・事業実施区域は京都府内に限ります。

## 2 申請～交付決定の流れ

- ① 補助対象事業者において申請書を作成
- ② 主たる事業実施区域が所在する市町村窓口へ提出
- ③ 市町村で申請をとりまとめ、各広域振興局又は農産課へ申請
- ④ 申請内容を審査後、京都府から交付決定（**事業着手（発注）は交付決定日以降**）



## 3 申請期間

令和8年3月9日（月）から令和8年3月19日（木）までに市町村窓口へ申請

問い合わせ先	南丹市 農業推進課 0771-68-0060
	京都府南丹広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課 0771-22-0371